

# 群馬県適正化通信 NO.125(2019年1月号)

## 2018年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、昨年（2018年）の12月13日付けで、「2018年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請事業所「新規・更新」合わせて7,486事業所のうち、7,335事業所を2018年度安全性優良事業所として認定しました。これにより、全認定事業所数は25,343事業所（全事業所の29.6%）となり、群馬県においては、新規・更新合わせた申請事業所1,444事業所のうち、1,401事業所が認定され、全認定事業所数は501事業所（全事業所の30.4%）と、はじめて3割を超えました。

### 1. 安全性優良事業所認定状況（平成20年度前は省略）（2018年12月13日現在）

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度
群馬県	164	220	271	314	354	386	443	459	477	488	501
取得率	9.8%	13.1%	16.3%	19.1%	21.4%	23.7%	27.2%	28.2%	29.1%	29.7%	30.4%
全国	11,276	13,136	15,217	17,083	18,119	19,257	21,125	22,372	23,414	24,482	25,343
取得率	12.9%	15.2%	18.1%	20.3%	21.6%	23.0%	25.3%	26.7%	27.8%	28.9%	29.6%

### 2. 2018年度申請事業所数及び認定事業所数（ ）の数字は申請事業所数

	新規	初更	2更	3更	4更	合計
群馬県	24 (28)	27 (27)	30 (30)	47 (47)	12 (12)	140 (144)
全国	1,501 (1,570)	1,656 (1,687)	1,407 (1,437)	1,559 (1,585)	1,212 (1,237)	7,335 (7,516)

### 3. 安全性優良事業所（Gマーク）に対する苦情について

Gマーク車両の増加は、「安全・安心な輸送」に大いに貢献しているところです。一方、本県でも、Gマーク車両による危険運転等悪質違反行為に関する苦情も多く、内容は「安全性優良事業所と書かれているトラックが速度超過して煽ってきた。なぜこんな事業所が取得できるのか？」や、「安全性優良事業所と書かれたトラックが、あまりにも酷い悪質違反行為をしていたので、事業所に苦情の電話をしたところ、素っ気ない対応をされた。安全性優良事業所から外すべきではないのか。」などがありました。

これらのGマーク認定車両の悪質違反行為や事業所の対応によっては、信頼を著しく失墜させるものであり、速やかに改善を図る必要があります。

このため、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関では、平成26年12月1日から当該苦情等に対する取扱いを明確にするのと同時に、是正指導、報告書の提出等により厳正に対処することになりました。他の運転者の模範となるような安全運転の励行及びドライバーの資質の向上について指導監督の徹底や、苦情に対する社内での対応の徹底をお願いいたします。

「悪質違反行為」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 貨物自動車運送事業法及び道路交通法等関係法令に違反する行為であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 著しい速度超過
  - ロ 著しい過積載
  - ハ 信号無視
  - ニ 急な割り込み、煽り行為又は幅寄せその他の交通事故を誘発する可能性の高い危険行為（イ～ハを除く。）
- ② 巡回指導の最重点指導項目に係る著しい違反行為その他Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させる行為

### 4. Gマークステッカーの適切な使用について

有効期限切れのステッカーを貼ったままの車両をよく見かけます。裏面のとおりに、Gマークステッカーの適切な使用をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。  
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
電話 027-212-8821

# Gマーク認定事業所のみなさん 認定ステッカーを正しく使用できていますか？

## ＼Gマークステッカーの使用について寄せられる声／

有効期限が過ぎたステッカーが貼られていた！

白ナンバーの自家用トラックにGマークステッカーが貼られていた！

有効期限が切り取られたステッカーが貼られていた！

### 適切ではない使用例

有効期限が過ぎたステッカーの貼付



※ 2018年1月以降に貼付されている場合

有効期限を切り取ったステッカーの貼付



**車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにして下さい。**

適切ではない「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。